

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国家発展改革委員会、商務部 24年版外資ネガティブリストを公表 製造業の外資規制全廃

国家発展改革委員会、商務部は2024年9月8日、全国における外商投資に対する参入規制・禁止事項を列記した『外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2024年版)』を公表しました。『24年版外資ネガティブリスト』は24年11月1日より実施され、禁止事項を従来の31項目から29項目まで削減しました。これに伴い、『21年版外資ネガティブリスト』は同時に廃止されます。『21年版外資ネガティブリスト』に比べ、『24年版外資ネガティブリスト』は「出版物の印刷」と「漢方煎じ薬の炮製(蒸す、炒める、炙る、焼くなどの加工処理)技術の応用及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産」の2項目を削除し、製造業分野の規制を完全に撤廃しました。

■ 直近の重要政策

産業政策

- ✓ **医療分野における開放拡大試行作業の展開に関する商務部、国家衛生健康委、国家薬品监督管理局の通知**
(商務部など、9/7)
- ✓ **家電下取り・買い替え関連業務の更なる着実な実施に関する商務部等4部門の通知**
(商務部など、8/24)

マクロ政策

- ✓ **高水準の開放によるサービス貿易の高度な発展推進に関する国務院弁公庁の意見**
(国務院、9/2)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国家発展改革委員会、商務部 24年版外資ネガティブリストを公表 製造業の外資規制全廃

国家発展改革委員会、商務部は2024年9月8日、全国における外商投資に対する参入規制・禁止事項を列記した『外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2024年版)』(以下、『24年版外資ネガティブリスト』)¹を公表しました。『24年版外資ネガティブリスト』は24年11月1日より実施され、禁止事項を従来の31項目から29項目まで削減しました。これに伴い、『21年版外資ネガティブリスト』²は同時に廃止されます。

『21年版外資ネガティブリスト』に比べ、『24年版外資ネガティブリスト』は「出版物の印刷」と「漢方煎じ薬の炮製(蒸す、炒める、炙る、焼くなどの加工処理)技術の応用及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産」の2項目を削除し、製造業分野の規制を完全に撤廃しました。自由貿易試験区では21年に製造業の外資規制が全て撤廃されました。

製造業の外資参入規制の全廃について、国家発展改革委の責任者は記者会見で、「中国は国際協力の拡大やグローバル化に前向きな姿勢を示した。さらに、巨大市場の優位性を生かし、国内外企業のコミュニケーションと連携を支援し、製造業の高度化、スマート化、低炭素化を推進していく」と説明しました。一方、サービス分野の開放拡大について、国家発展改革委の責任者は『外商投資奨励産業目録(2022年版)』³の改定を検討し、サービス業をより多くの奨励項目に盛り込む考えを表明しました。

『24年版外資ネガティブリスト』の変更点については、以下図表1をご参照ください。また、國務院の承認により、特定の外商投資は『24年版外資ネガティブリスト』の適用対象外として良いことも明記されました。

【図表1】『24年版外資ネガティブリスト』の変更点

分野	21年版	24年版	変更点
製造業	✓ 出版物の印刷は中国側が持分支配しなければならない。	—	✓ 削除
	✓ 漢方煎じ薬の蒸、炒、炙、煨(焼く)などの炮制技術の応用及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する。	—	✓ 削除

(『24年版外資ネガティブリスト』などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

『24年版外資ネガティブリスト』の日本語仮訳については、以下図表2をご参照ください。

【図表2】『24年版外資ネガティブリスト』

No.	特別管理措置
一、農林水産業	
1	小麦の新品種の選択的な育種及び種子の生産は、中国側の持分比率が34%を下回らない。トウモロコシの新品種の選択的な育種及び種子の生産は、中国側が持分支配しなければならない。
2	中国における希有及び特有の貴重な優良品種に係る研究・開発、養殖、栽培及び関連繁殖材料の生産への投資を禁止する(栽培業、畜産業、水産業における優良な遺伝子を含む)。
3	農作物、種苗・家畜・家禽、水産種苗の遺伝子組換え品種の選択的な育種及びその遺伝子組換え種子(苗)の生産への投資を禁止する。
4	中国の管轄海域及び内陸水域における水産物の捕獲への投資を禁止する。
二、採掘業	
5	レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘及び選鉱への投資を禁止する。
三、電力、熱、ガス及び水の生産と供給業	

¹ 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202409/t20240907_1392875.html

² 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第588号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuho.com/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0640-XF-0105.pdf>

³ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第634号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuho.com/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0687-XF-0105.pdf>

6	原子力発電所の建設、経営は中国側が持分支配しなければならない。
四、卸売と小売業	
7	葉タバコ、紙巻タバコ、再乾燥葉タバコ及びその他タバコ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
五、交通運輸、倉庫保管及び郵政業	
8	国内の水上運輸会社は中国側が持分支配しなければならない。
9	公共航空運輸会社は必ず中国側が持分支配をし、且つ1社の外商及びその関連企業の投資比率が25%を超えてはならず、代表者は中国国籍の公民が担わなければならない。一般航空会社の代表者は中国国籍の公民が担わなければならない。このうち農業、林業、漁業に係る一般航空会社は合併に限り、その他の一般航空会社は中国側による持分支配に限る。
10	民間空港の建設、経営は中国側が相対的に持分支配しなければならない。外資側は空港の管制塔の建設、運営に参与してはならない。
11	郵便会社、書簡に係る国内宅配業務への投資を禁止する。
六、情報伝送、ソフトウェア及び情報技術サービス業	
12	電信会社：中国がWTO加盟時に対外開放を公約した電信業務に限り、付加価値電信業務に係る外資の持分比率は50%を超えず（電子商取引、国内マルチ通信、ストアアンドフォワード、コールセンターを除く）、基礎電信業務は中国側が持分支配しなければならない。
13	インターネットニュース情報サービス、オンライン出版サービス、オンライン番組視聴サービス、インターネット・カルチャーの経営（音楽を除く）、インターネット一般向け情報サービスへの投資を禁止する（上述サービスのうち、中国がWTO加盟時の公約によりすでに対外開放した内容を除く）。
七、リース及びビジネス・サービス業	
14	中国の法律事務（中国の法的環境の影響に関する情報の提供を除く）への投資を禁止し、国内の法律事務所のパートナーとなってはならない。
15	市場調査は合併に限る。このうちラジオ・テレビの視聴調査は中国側が持分支配しなければならない。
16	社会調査への投資を禁止する。
八、科学研究及び技術サービス業	
17	人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発及び応用への投資を禁止する。
18	人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
19	測地測量・海洋測量作図・航空撮影測量作図・地上移動測量・行政区域境界線の測量作図、地形図・世界行政区画地図・全国行政区画地図・省級以下行政区画地図・全国における教材用地図・地方における教材用地図・高精度3D地図とナビゲーション電子地図の編制、地域的な地質調査図・鉱山地質・地球物理・地球化学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する。（鉱業権者がその鉱業権の範囲内にて実施する作業は当該特別管理措置の制限を受けない）
九、教育	
20	就学前、普通高校と高等教育機関は中外合作による学校運営に限り、中国側が主導しなければならない（校長もしくは主要行政責任者は中国国籍を有し、理事会、董事会もしくは共同管理委員会における中国側のメンバーは2分の1を下回ってはならない）。
21	義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
十、衛生及び社会事業	
22	医療機関は合併に限る。
十一、文化、スポーツ及び娯楽業	
23	報道機関への投資を禁止する（通信社を含むが、この限りではない）。
24	書籍、新聞、定期刊行物、音声・映像製品及び電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。
25	各級のラジオ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ伝送ネットワーク（電波塔、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星アップリンク局、衛星中継局、マイクロ波中継局、監視・モニタリング局及び有線ラジオ・テレビ伝送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビ視聴オンデマンド業務及び衛星テレビ・ラジオの地上受信設備据付サービスへの従事を禁止する。
26	ラジオ・テレビ番組の制作・経営（輸入業務を含む）会社への投資を禁止する。
27	映画制作会社、配給会社、興行会社及び映画の輸入業務への投資を禁止する。
28	文物を競売するオークション会社、文物商店及び国有文物博物館への投資を禁止する。
29	文学・芸術公演団体への投資を禁止する。

（『24年版外資ネガティブリスト』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

産業政策

医療分野における開放拡大試行作業の展開に関する商務部、国家卫生健康委、国家薬品监督管理局の通知
(原文: 商务部 国家卫生健康委 国家药监局关于在医疗领域开展扩大开放试点工作的通知)

商資函〔2024〕568号

商務部など2024年9月7日公表

【主要内容】

- 商務部は国家卫生健康委、国家薬品监督管理局と連名で、医療分野における開放拡大を試行する通達を公表した。
- 24年9月7日より中国（北京）自由貿易試験区、中国（上海）自由貿易試験区、中国（広東）自由貿易試験区及び海南自由貿易港における外商投資企業が人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発及び応用を展開することを認める。登録され、生産が承認された製品は、全国で使用できる。
- 北京市、天津市、上海市、南京市、蘇州市、福州市、広州市、深セン市及び海南省全島において外商独資病院（漢方医学類を除き、公立病院の合併を含まない）の設立を認める予定である。外商独資病院設立の具体的な条件、要求および手続きなどは別途通知する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_f0a5d342d5054b9bb48ad778df866f83.html

家電下取り・買い替え関連業務の更なる着実な実施に関する商務部等4部門の通知

(原文: 商务部等4部门办公厅关于进一步做好家电以旧换新工作的通知)

商弁流通函〔2024〕397号

商務部など2024年8月24日公表

【主要内容】

- 商務部は国家発展改革委員会、財政部、市場監督管理総局と連名で、『大規模な設備更新と消費財買い替えの更なる支援に関する措置』（国家発展改革委など24年7月公表）の方針に基づき、家電の下取り・買い替え促進策を公表した。
- エネルギー効率が2級に達した冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン、パソコン、給湯器、ガスコンロ、レンジフード8種類の家電を購入する消費者に対し、販売価格の15%をベースに補助金を支給し、エネルギー効率が1級に達した場合、販売価格の5%をベースに上乗せ支給する。補助金は各種家電1台ごとに2,000元を上限とする。
- 補助金の対象となる8種類の家電の具体的な商品については地方が独自に決める。各地が当地の消費習慣や市場状況に応じて、その他の家電に対する補助金を支給することを奨励する。条件を満たす地域ではホテルに設置されたテレビを補助金の対象にすることも奨励する。
- 各地（省級）の商務主管部門、発展改革委、財政部門は25年2月10日までに補助金の支給状況を商務部、国家発展改革委、財政部に報告しなければならない。
- 家電の買い替えに対する補助金は原則として中央財政が9割負担する。中央の負担割合については東部が85%、中部が90%、西部が95%とする。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_fbe6e732d0974ff58e8fae7d184f90c2.html

マクロ政策

高水準の開放によるサービス貿易の高度な発展推進に関する国務院弁公庁の意見

(原文：国务院办公厅关于以高水平开放推动服务贸易高质量发展的意见)

国弁発〔2024〕44号

国務院2024年9月2日公表

【主要内容】

- 国務院は、サービス部門の開放拡大と貿易促進を図る意見を公表した。この意見はサービス貿易振興を目指し、①越境サービス貿易のネガティブリスト管理制度の整備など制度型開放の推進、②人材、資金、技術成果、データなど資源要素の越境流動の促進、③重点分野（物流、観光、決済、金融、コンサル、設計、認証、保税メンテナンス、医療・健康、文化・エンタメ、低炭素化など）におけるイノベーションの発展推進、④サービス分野の国際協力の強化による国際市場の開拓、⑤サービス貿易の地域協力強化など支援体制の整備の5方面から20の施策を取り上げた。
- 越境サービス貿易は、参入規制分野を列挙するネガティブリスト管理制度を全面的に実施する。リスト外の分野は、内外一致の原則が適用される。部門間の情報共有を強化するため、全国的な越境サービス貿易情報プラットフォームの構築を検討する。
- 資源要素の越境流動の促進について、サービス貿易分野において、対外投資に係るが外貨業務の利便性向上、人民元の利用拡大を進める。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202409/content_6971879.htm

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。